

教育・保育給付認定(施設等利用給付認定)の 変更手続きについて(お願い)

お子さんの教育・保育給付認定(施設等利用給付認定)の内容が変更となる場合は、下記の書類を提出してください。認定内容の変更により、保育料や、施設を利用できる時間・期間が変わる場合があります。変更が生じた場合は速やかに手続きしてください。手続きが遅れると希望月から変更ができない場合があります。

また、市から書類の提出を求める場合がありますが、正当な理由なく書類を提出しなかったり、虚偽の内容で書類を提出・報告などをした場合は、教育・保育給付認定(施設等利用給付認定)を取り消すことがあります。(認定が取り消されると、施設の利用ができなくなります。)

「教育・保育認定変更申請書」「教育・保育認定変更届出書」「就労証明書」などの手続きに必要な様式は、弘前市こども家庭課か弘前市ホームページ、ご利用中の施設(市内施設のみ)から入手できます。

〈1～3号共通〉

【家庭状況などに変更があった場合】 以下の書類を提出してください。

(ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。)

変更の内容		提出書類
住所の変更	市内で転居	教育・保育給付認定変更届出書兼施設等利用給付認定変更届出書、支給認定証(施設等利用給付認定通知書)
	市外へ転出	※転出後も現在利用している施設を継続して利用する場合は、必ずこども家庭課までご連絡ください。
氏名の変更	児童または保護者	教育・保育給付認定変更届出書兼施設等利用給付認定変更届出書、支給認定証(施設等利用給付認定通知書)
世帯構成の変更	保護者の離婚	教育・保育給付認定変更届出書兼施設等利用給付認定変更届出書 ※保護者の婚姻による場合は、婚姻相手の就労証明書等も必要となります。
	保護者の離婚を前提とした別居(住民票が異動になる場合に限る)	
	保護者の婚姻	
	それ以外の変更(保護者変更など)	
その他	児童、保護者及び同居家族に障がい者手帳等が交付された場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受給している場合は、手帳及び証書の写しを提出してください。

保育を必要とする事由に変更があった場合には、裏面の一覧をご覧ください。

〈2・3号共通〉

【保育の必要性などに変更があった場合】

教育・保育給付認定変更申請書兼施設等利用給付認定変更申請書、支給認定証（施設等利用給付認定通知書）を、次の書類とあわせて提出してください。（ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。）

変更の内容	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・新規に就労する場合 ・勤務先が変更になる場合（転職） ・育児休業から復帰する場合 	<p>（必須）就労証明書</p> <p>※保育の必要量が変わらない場合、教育・保育給付認定変更申請書、支給認定証の提出は不要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・求職中となる場合 （退職したなど） 	<p>（必須）誓約書（兼求職活動報告書）</p> <p>（選択）ハローワーク受付票、求人票のコピー、求人サイトを印刷したもの</p> <p>※求職活動を理由とした支給認定期間は90日です。保育必要量は短時間となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・出産する場合 	<p>（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳のコピー（表紙及び分娩予定日が記載されているページ） ・誓約書（兼求職活動報告書） <p>※出産を理由とした支給認定の期間は、分娩予定日から8週前の日が属する月の初日から、8週経過する日の翌日が属する月の末日までです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取得する（している）場合 	<p>（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） ・誓約書（兼求職活動報告書） <p>※育児休業を理由とした支給認定の期間は、育児休業の対象となる児童が満1歳の誕生日を迎える日の属する月の末日までです。保育必要量は短時間となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病・障がいを理由とする場合 	<p>【疾病の場合】</p> <p>（必須）診断書</p> <p>【障がいの場合】</p> <p>（選択）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護を理由とする場合 	<p>（必須）介護・看護状況申告書</p> <p>※申告書の内容を確認し、保育必要量を決定します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・就学・職業訓練を理由とする場合 	<p>（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学（職業訓練）状況証明書 ・誓約書（兼求職活動報告書） <p>※就学・職業訓練を理由とした支給認定の期間は、卒業（修了）予定日が属する月の末日までです。</p>

【手続きに関するお問い合わせ先】

弘前市役所こども家庭課保育係

TEL 0172-35-1131（直通）